

## ●中間市教育委員会後援の申請手続きについて

＜申請時に必要なもの＞

- ・後援名義使用承認申請書(第1号様式)
- ・誓約書(第2号様式)
- ・申請団体の規約、組織図、活動実績、役員の住所や身分等を明らかにする資料
- ・後援の対象となる事業の概要がわかる実施計画書等の資料
- ・後援の対象となる事業に係る経費の収支予算書

＜注意点＞

- ・後援を受けようとする事業の実施日の40日前までに申請を行うこと。
- ・名義の使用は、後援名義使用承認通知書の交付後とする。

＜後援の承認を受けた後のこと＞

- ・事業計画に変更が生じたときは、後援承認事項変更届出書(第3号様式)を速やかに届け出ること。
- ・事業の終了後、速やかに事業報告書(第7号様式)を提出すること。